

不利益処分に関する処分基準 個票

生活環境部 保険年金課

| | |
|-----------|--|
| 不利益処分の内容 | 犯罪行為等による療養給付の制限 |
| 根拠法令等及び条項 | 国民健康保険法第60条 |
| 根拠条項 | 国民健康保険法第60条 |
| 参考事項 | |
| 設定等年月日 | 平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更 |
| 処分基準 | <p>【 基 準 】</p> <p>国民健康保険法抜粋</p> <p>第60条 被保険者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、行わない。</p> |